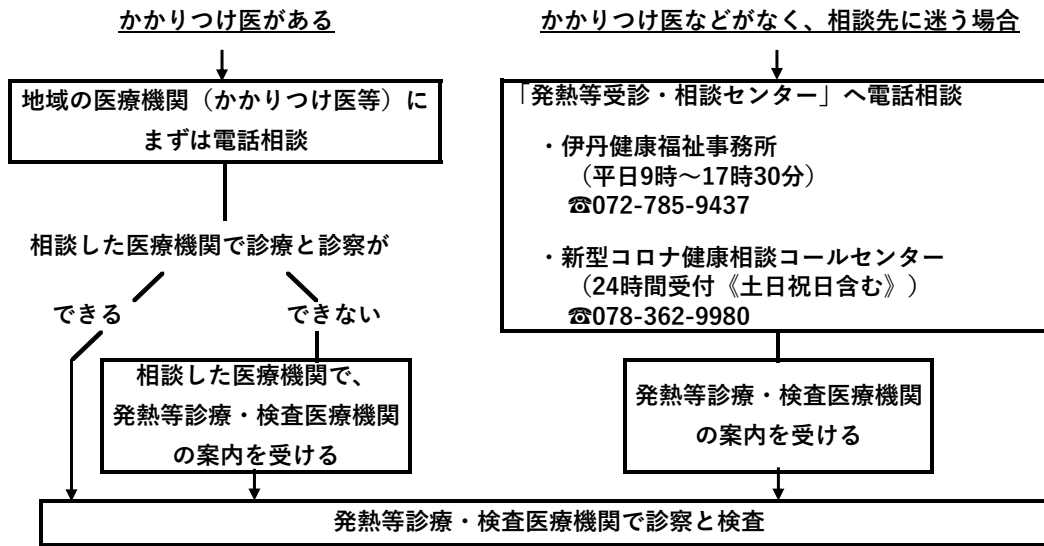


【川西市】新型コロナウイルス感染発症時の対応 (季節性インフルエンザ流行期)

【令和3年1月14日時点】

◆◆◆ 発熱などの相談と受診の流れ ～まずは電話で相談を～ ◆◆◆



児童生徒が、

* ① 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から指示された自宅等への待機期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とする。
② 濃厚接触者に認定された場合	⇒ 保健所から指示された自宅待機期間を出席停止とする。
③ 医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合 （念のための検査を含む）	⇒ 結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
④ 風邪症状があり、診断がついている場合 （風邪症状の原因が明らかな場合）	⇒ 医師の指示もしくは該当の学校感染症の出席停止期間に従う。
⑤ 風邪症状を伴う発熱があるが、診断がつかない場合 （発熱原因が不明の場合）	⇒ 解熱後2日を経過するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑥ 発熱はないが、風邪症状がある場合	⇒ 症状が消失するまで出席停止とする。
⑦ 発熱はないが、味覚症状や倦怠感等、新型コロナウイルス感染が疑われる場合	⇒ 登校を控え自宅待機期間とし、出席停止とする。

* 「①児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合」、教育委員会と当該校は、保健所等の関係機関と協議し、個人情報の取扱いに十分留意した上で、対象者の出席停止のみ、学級又は学年閉鎖、臨時休業（留守家庭児童育成クラブ臨時休所）とするかを判断します。

（12月1日臨時校長会議資料【新型コロナウイルス感染児童生徒発生にかかる関係校の対応について】参照）

児童生徒と同居する家族等が、

⑧ 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から児童生徒に対して指示された期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑨ 濃厚接触者に認定された場合	⇒ 保健所から濃厚接触者の家族等に対して指示された自宅待機期間について、児童生徒も同様の期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑩ 医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合 （念のための検査を含む）	⇒ 家族等の検査結果が判明するまでの期間を、児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑪ 風邪症状や発熱があった場合	⇒ 家族等の症状が消失するまで、児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。

- ・ ①～⑪いずれの場合においても、出席停止の処置報告（様式11）が必要です。
- ・ 今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。